

広島県告示第二百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によって、検査及び注射を次のとおり実施する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>区分</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施の目的</p>
<p>伝達性海綿状脳症（牛）</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施の目的</p>
<p>ヨーネ病</p>	<p>ヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施の目的</p>
<p>ヨーネ病</p>	<p>ヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施の目的</p>
<p>ヨーネ病</p>	<p>ヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>伝達性海綿状脳症（牛）の発生予防のため</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施する区域</p>	<p>実施の目的</p>

炭疽 ^そ	牛カンピロバクター症	トリコモナス症	牛ウイルス性下痢	牛伝染性リンパ腫	アイノウイルス感染症	チュウザン病	アカバネ病	ブルセラ症	結核
炭疽の発生予防のため	牛カンピロバクター症の発生予防のため	トリコモナス症の発生予防のため	牛ウイルス性下痢の発生予防のため	牛伝染性リンパ腫の発生予防のため	アイノウイルス感染症の発生予防のため	チュウザン病の発生予防のため	アカバネ病の発生予防のため	ブルセラ症の発生予防のため	結核の発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
皮下注射	一 蛍光抗体法 二 細菌学的検査	病原学的検査	一 血清学的検査 二 PCR検査 三 ウイルス分離	一 酵素免疫測定法(エライザ法) 二 リアルタイムPCR検査	血清学的検査	血清学的検査	血清学的検査	一 酵素免疫測定法(エライザ法) 二 試験管凝集反応 三 補体結合反応	一 臨床検査 二 ツベルクリン反応(頸部皮内注射法) 三 インターフェロンγアッセイ

牛流行熱	オーエスキール病	豚熱	アフリカ豚熱	豚流行性下痢	豚繁殖・呼吸障害症候群	伝染性胃腸炎
牛流行熱の発生予防のため	オーエスキール病の発生予察のため	豚熱の発生予察のため	アフリカ豚熱の発生予察のため	豚流行性下痢の発生予防のため	豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため	伝染性胃腸炎の発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚又はいのししであつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚又はいのししであつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
筋肉内注射	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法（エライザ法） 四 中和試験	一 中和試験 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 PCR検査 六 リアルタイムPCR検査	一 PCR検査 二 リアルタイムPCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査	血清学的検査

腐蛆病	伝達性海綿状脳症(めん羊、山羊)	馬インフルエンザ	馬伝染性貧血	家きんサルモネラ感染症	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
腐蛆病の発生予防のため	伝達性海綿状脳症(めん羊、山羊)の発生予防のため	馬インフルエンザの発生予防のため	馬伝染性貧血の発生予防のため	家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生予防のため	鳥インフルエンザの発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている蜜蜂であつて、家畜保健衛生所の指定するもの	実施する区域内で飼育されているめん羊及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている鶏であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている家きんであつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右
一 肉眼的検査 二 細菌学的検査	一 ウエスタンブロット法 二 免疫組織化学的検査	一 臨床検査 二 抗原検出検査 三 PCR検査	一 臨床検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査	急速凝集反応検査	一 ウイルス分離 二 酵素免疫測定法(エライザ法) 三 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応) 四 PCR検査 五 リアルタイムPCR検査 六 抗原検出検査